自動車事故記録簿（1）

会社名

乗務員の氏名		自動車登録番号 又は、車両番号	島根 －
発生日時	令和　年　月　日（　時　分）	天候	☀ ☘ ☂ ☃
発生場所	都道府県　区市郡　区町村　番地		
事故の当事者		路線名又は道路名	国・県・市・町・村・農道　線
事故の種類	1 転覆　2 転落　3 路外逸脱　4 火災　5 踏切　6 衝突 7 死傷　8 危険物等　9 健康起因　10 車両故障　11 その他		
損害の程度	1 死亡（　人）　2 重傷（　人）　3 軽傷（　人）		

当時の状況	当該自動車の事故時の走行等の態様	1 直進　2 追越　3 後退　4 右折　5 左折　6 駐車 7 停車　8 その他
	道路上での事故の場合には事故発生地点	1 車道　2 歩道　3 路側帯　4 路肩　5 交差点 6 バス停留所　7 トンネル　8 その他
	死傷事故の場合には死傷者の状態	1 左側通行　2 右側通行　3 信号無視　4 車道通行　5 歩道通行 6 車の直前横断　7 斜横断　8 飛び出し　9 酔っ払い　10 路上作業 11 路上遊戯　12 乗降中　13 安全地帯　14 自転車運転　15 その他
	車両の故障に起因する場合には故障個所	1 舵取り装置　2 制動装置　3 車枠　4 車軸 5 車輪（タイヤを除く）　6 シャシばね

道路等状況	種類	1 道路（イ 高速自動車国道　ロ 自動車専用道路等　ハ その他） 2 その他の場所（　）		
	道路の幅員	m	勾配	1 平坦　2 上り　3 下り
	道路の形態	1 直線　2 右曲がり　3 左曲がり　4 交差　5 つづら折り		
	路面の状態	1 乾　2 湿　3 積雪　4 氷結		
	警戒標識の設置	1 有・無	当該道路の制限速度（　）km／h	

事故の原因	
再発防止対策	
当時の運行計画	

自 動 車 事 故 記 録 簿（2）

当時の状況及び現場の略図

安全規則細部取扱いの一部改正（平成１３年７月１２日）

第９条の２

１．記録の作成時期は、当該事故発生後３０日以内とすること、記録の保存期間は、当該事故発生後３年間とすること。

２．各号に掲げる項目の記録の内容については、「自動車事故報告書の記入当の取扱いについて（平成元年３月２９日地車第４５号地備第５８号）」に準ずること。このうち、第４号の「事故の発生場所」については、当該場所付近の地図に当該場所を表示したものを添付することで足りる。第６号「事故の概要」については、自動車事故報告規則（昭和２６年運輸省令代１０４号。以下「事故報告規則」という。）別記様式の「当時の状況」、「事故の種類」、「道路等の状況」、「当時の運行計画」、及び「損害の程度」を記録することで足りる。

３．記録は、事故報告規則別記様式を活用して行って差し支えない。この場合、第５号の「事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名」を付記させること。